平成２９年（フ）第２２１号
長崎県西彼杵郡長与町まなび野３丁目14番地７　ドミール201号
債務者　山田　聖子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
長崎県長崎市風頭町21番11号　ガーデンハイツ風頭105号
債務者　貞包かおり
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
熊本県玉名市横島町横島7076番地２
債務者　桑田　國勝
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第５５号
秋田県山本郡三種町志戸橋字久根添71番地
債務者　渡部亜衣子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第３４号
秋田県大仙市大巻字宅地23番地
債務者　菅原　正二
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１１０号
福島市大森字堂ノ前14番地　メゾン大森Ｂ104
債務者　髙橋　清子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９５７号
千葉県習志野市谷津２－２－24、住民票上の住所千葉県習志野市谷津１丁目３番15―603号
債務者　江口　実穂
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９６０号
千葉市中央区仁戸名町361番地21　ガーデンコート仁戸名106号
債務者　仲村　　巧
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９６７号
千葉県市川市南八幡２丁目14番１―301号（ＬＥＯ弐拾八番館）
債務者　丸山　公忠
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９６８号
千葉県市川市南八幡２丁目14番１―301号（ＬＥＯ弐拾八番館）
債務者　丸山かず子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９７４号
千葉市若葉区東寺山町440番地１　ロータリーパレス千葉パークサイドヒルズ304号
債務者　長里　稔彦
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９７５号
千葉市若葉区東寺山町440番地１　ロータリーパレス千葉パークサイドヒルズ304号
債務者　長里　雅代
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９８７号
千葉県船橋市本町６丁目13番55号　フォルスＸⅨ―201号
債務者　野口　和之
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９９１号
千葉市花見川区花島町430番地７　コーポ中田201号
債務者　横山　博良
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９９９号
千葉県市原市五井西６丁目３番地９
債務者　今井　愛菜（旧姓東城）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１５号
新潟市北区松浜８丁目14番37号
債務者　桑野　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２２号
新潟市東区宝町１番10号　宝一番館201号
債務者　金子　正夫
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
新潟地方裁判所民事部